

平成 23 年 4 月 11 日

会員各位

東日本大震災義援金の募集について

NPO法人全国木材資源リサイクル協会連合会
理事長 鈴木 隆

前略 平素は当連合会事業に格別のお引き立てを賜り、厚く感謝申し上げます。

平成 23 年 3 月 11 日(金)に発生しました東日本大震災で被災されました皆様にご心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、NPO法人全国木材資源リサイクル協会連合会では、被災された皆様への支援とするため、下記により義援金を募集いたすこととしました。

各位の心温かいご支援ご協力をお願い申し上げます。

記

東日本大震災義援金募集要綱

1. 趣旨

平成23年3月11日に東北から関東地方にかけて発生した巨大地震で、被災された皆様へ支援の一助とするため、特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会は、災害義援金を募集する。

2. 義援金の名称

東日本大震災義援金

3. 受付期間

平成23年4月11日(月)から平成23年9月30日(金)まで

4. 義援金受入窓口

ゆうちょ銀行 [金融機関コード 9900]

記号 10010

番号 85976741

他金融機関からの振り込みの場合

【店名】00八(読み ゼロゼロハチ)

【店番】008【預金種目】普通預金【口座番号】8597674

口座名義 特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会

1 振込時の手数料は、ご負担下さい

2 ゆうちょ銀行間での手数料は生じません

5. 義援金の活用

義援金の全てを日本赤十字社に寄付する。

6. 税制上の措置

この義援金は寄付金控除の対象となります。

(1) 個人については、所得税法第78条第2項第1号、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金並びに、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に該当します。

(2) 法人については、全額損金扱いとなります。

注:連合会は、受け取りました義援金に対し預かり証を発行します。